

令和2年度 第1回犬山市高齢者保健福祉事業推進委員会 会議録

日時：令和2年7月29日（水）

午後2時～

場所：501・502会議室

◆出席者

井口委員、宮田委員、河村委員、永田委員、押谷委員、松浦委員、平手委員、
下津委員、古川委員、紀藤委員、上垣外委員、宮崎委員

欠席者

齊木委員、内藤委員、伊藤委員

事務局

吉野健康福祉部長、上原高齢者支援課長、田中高齢者支援課長補佐、
星野高齢者支援課長補佐

百武防災交通課長、三輪健康推進課長、野村健康推進課長補佐
富田保険年金課統括主査、大藪保険年金課主査

傍聴者 なし

◆次第

1. あいさつ

2. 報告・協議事項

- (1) 高齢者福祉・介護に関するアンケート調査について
- (2) 高齢者福祉事業及び介護保険事業の状況について
- (3) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画について

3. その他

◆議事内容

1. あいさつ

事務局：皆様こんにちは。定刻となりました。ただいまより令和2年度第1回
犬山市高齢者保健福祉事業推進委員会を開催します。

皆様におかれましては、お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。開催にあたりまして、吉野健康福祉部長よりごあいさつ申し上げます。

(吉野部長あいさつ)

(井口会長あいさつ)

上原課長：それでは、ここで、役員改選により今年度から新たに委員となられました方のご紹介をさせていただきます。

(委員の紹介)

上原課長：本日は、内藤委員、伊藤委員より欠席する旨のご連絡を頂いております。齊木委員が連絡を頂いておりませんが、まだこちらにお見えになっておりません。

よって、12人の委員のご出席をいただいております。犬山市高齢者保健福祉事業推進委員会規則第4条の規定する、会議開催の要件であります過半数を越す委員が出席されておりますので、本日の委員会が成立することをご報告申し上げます。

また、この会議は、公開となっており、傍聴人がある場合がございます。なお、議事録を犬山市高齢者福祉計画・犬山市介護保険事業計画策定の委託会社である株式会社名豊の担当者がさせていただきますので、併せてご了承下さい。

それでは、報告、協議に際しまして事前に配布させていただきます、お手元の資料の確認をさせていただきます。

(資料の確認)

上原課長：それでは、委員会の議長は、委員会規則第4条により、井口会長にお願い致します。井口会長よろしくお願い致します。

2. 報告・協議事項

井口会長：会議録の署名者の指名を行います。下津委員と古川委員の2名とさせていただきます。

それでは、次第に従い進めさせていただきます。本日の会議は3時30分

の目処で終了とさせていただきたいと思います。皆様のご協力をお願いします。

高齢者福祉・介護に関するアンケート調査について、事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは資料3「高齢者福祉・介護に関するアンケート調査」の調査結果報告書について説明をいたします。

(アンケート調査結果について説明)

井口会長：ありがとうございました。ただいまのところ、ご質問はございますでしょうか。

これを基に計画を作っていきます。また後で質問が出てきたらお願いします。それでは先に進みます。

会長：高齢者福祉事業及び介護保険事業の状況について事務局をお願いします。

事務局：はい。それでは次第の(2)「高齢者福祉事業及び介護保険事業の状況」につきまして、説明をさせていただきます。

まず、高齢者福祉事業について説明させていただいて、資料を用いまして、その後、前後しますが、資料8を用いまして、「高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施に係る基本的な方針」について説明をさせていただきます。その後、資料6を用いて「介護保険事業の報告」について報告をさせていただきますので、よろしくお願い致します。

(資料5について説明)

(資料8について保険年金課より説明)

(資料6について説明)

井口会長：どうもありがとうございました。何かご意見ございますか。

河村委員：介護予防の訪問看護ですが、介護予防で訪問看護はどんな内容でどんなことを予防でやっていますか。

事務局：申し訳ないです。内容については確認します。

河村委員：介護のほうで必要なニーズというのは重要度が高いものです。介護予防という形でどのようなことをやっているのかが知りたい。ニーズが高いのであれば、訪問看護をどのように展開していくのがポイントになると思います。

井口会長：他にございませんか。それではこのことを踏まえて、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（案）の説明をお願いします。

事務局：それでは次第の（３）ですね。「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画について」説明をさせていただきます。資料７の「第９次犬山市高齢者福祉計画 第８次犬山市介護保険事業計画の体系・骨子の検討」の資料を用いて説明をさせていただきますので、よろしくお願い致します。これの後、先程お手元に配らせて頂いた「犬山市移動支援事業」の説明をさせていただきますので、よろしくお願い致します。

（資料７について説明）

（犬山市移動支援事業について説明）

井口会長：ありがとうございました。ご質問ございますか。
この犬山市移動支援事業は法律的には問題ないですか。

上原課長：はい。法律的には、お金をもらったりする、対価をもらったりする、ということについては、当然法的にそういった届け出がいますが、実際、ガソリン代であったりですとか、そういったものについては、運送法上、抵触しないということで、新たに総合事業というものが29年度から施行されるに至って、国の方から30年度くらいからこういった事業もできますよ、というような形で、法律のほうもしっかりその部分の切り分けを明記することによって、これは介護保険の中でも、移動支援事業のひとつとして出来るようになって参りましたので、こういったものも想定したいなというふうに考えております。

井口会長：他に、ご質問ございますか。

宮田副会長：立場上、発言は控えたいと思っておりましたが、3時30分までということですから、時間が少しありますので一言ご質問したいと思います。先程読み上げたのですが、皆さん家でこれを読んでみてほしいと思いますので、また改めて説明をする必要はないのではないかと思います。どちらかというと、我々委員として出席しているのは、市民のある意味代表として、偉そうなこと言いますが、代表して言っている訳で、市民の意見をいかに委員会で吸い上げて、それを行政として、いかに出来ることを活かしてやっていくかと、いうための委員会でもあるかと。この委員会は特に生活に密着した委員会ですね。それから弱者の方に対してどうしたらいいかということをするための委員会ではないかと。その辺のですね、哲学が行政は薄れているのではないかと。まとめていただいた資料3の結果に対していかに答えていくかということだと思っております。次の委員会から考えていただきたい。それから具体的な質問ですが、まずコミュニティバスの72ページ、タクシーは74と75ページ、これは交通手段のことを言っている訳なのですが、先程お話がありましたように、高齢者の方が増えてきております。免許証の返納する方も、国の方針で増えております。こういう方が今まで医療機関に行っていたのですが、足がなくなりますから、どうしたらいいものかなと疑問に対して、行政の力でなんとかできないかというようなこともたくさんあるようでございます。コミュニティバス利用してない方も80%くらいあるようですが出来たら利用する方わずか20%前後ですけど、20%前後も大事なことで、平日毎日じゃなくて土日でも運行してほしいとか、それから自分の住んでいるところ、あるいは医療機関などの目的にするところ、自分の住んでいるところからのバス停まで少し遠いということで、何とか考えてくれないかと、というようなことを言っているのではないですかね、この棒グラフを見てみますと。こういうふうに私は聞こえるのですが、こういう方に対して行政として、どのように考えていったらいいかということが、前向きに捉えて考えていただきたいです。本日、担当者がみえるのではないかと思います。それから高齢者支援課のタクシーの件ですが、ここも非常に大事なことで、タクシーのこととか、コミュニティバスの件については、我々、医師会と個別に検討会をやった記憶が残っているところですがタクシーもですが、85才という形で今日までやってきたようなのですが、これはこれで活かされていいと思うのですが、もう少し年齢を下げたらどうかと意見も出ていますね。この意味は決して85才以上になったから、急に歩けなくなったから、タクシーを利用したい、ということではなく、要望は若くしても後期高齢者ではなく前期高齢者の段階で医療介護のような状態にまでなってしまう

った場合、転倒して骨の状態が悪くなった、ですとか、パーキンソンがある、ですとか、そのようなことでタクシーを利用しないと病院へ行けないと、こういう方も出てきていると思います。時代の変化ですね。新しい生活様式ということもありますけど、そういう住民の考えも吸い上げていただかないといけない。漫然と同じことを毎回やっているのではなくて、そういう方法論も考えないといけない。それに対して今日明日ではありませんが柔軟に前向きに次回の委員会までに、これに対して何らかの形でご返答をしていただきたいと思います。答えられるところがあったら答えていただきたいと思います。私も高齢者で、いつ免許証を返納しようかと思っておりますけれども、自分に照らし合わせてみると自分で運転するとか、自分で歩く、あるいは電車に乗って、最悪の場合は家族の力を借りて乗せてきてもらうこともあります。私も時々乗せていただいてここへ来る場合も多いですけど、いくら家族でも、やはり乗せていただくと今度は、また乗って帰らないといけないので非常に辛い思いをすることがよくありますけれども、それでタクシーというのも非常に大事ですね。特に、要介護の認定を受けた方は優先して、若くてもタクシー券を差し上げるとか、もちろん財政による問題もあります。財源が。それをどういった形で分配して市民に広く、タクシーを喜んで使っていただくかと、そういう温かい前向きの考えを持っていただくことが必要ではないかと思っております。

それから、行政の方にお話していただきたいのですが、先程部長から話しがあったのですが、例の感染症の新型コロナの感染症の問題なのですが、今朝の新聞では、かなりの数となっております。感染症というのは何も昨日今日始まった訳ではなくて人間がこの世に出来てから感染症というのにはあり、平安時代に、感染症が疫病となり、神頼みとか神事が行ったという伝説がございます。時代が感染症から人間を救ったということで有名なのがペストでヨーロッパ 8,000 万人のうち 4,000 万人の人が死んだというあまりにも有名なことですが、この感染症が怖い理由は、私は 2 つあるのではないかと思います。1 つはこのコロナ感染症はかかったら、急激に重症化するということだと思います。昨日まで元気で、ところがちょっと風邪気味かなと、体がだるいと思っていたらすぐに、2、3 日しないうちに悪化し、運の悪い人は重症化します。それから第 2 点は、社会に経済的な、あるいは文化も含め、大きなダメージを受け、日本列島が崩壊するような事態ですけど、そういう意味でウイルスというのは非常に怖いんですね。私もコロナウイルスの事でいろんな本を読んでみようと思ってウイルス疾患は人間にとって何が天敵か、色々私なりに考えてみたのですがやはり、ウイルスというものは人間にとって最も怖い天敵のひとつではない

かと思えます。人間が人間を天敵と考えている人もいるようですが、現実的に今日のウイルスというのは人間にとって最大の天敵ではないかなあと思えます。これに対してどうやって予防していくのか、市の担当者、健康推進課の方からこれに対して簡単に説明をしていただきたいです。最後にもうひとつは資料3の8ページです。犬山ではどのような予防を現実的に行っているのかということをご発言していただいて、今日おみえの委員の皆さんは今私が漠然と申し上げて申し訳なかったですが、それに対して意見ございましたら、是非、市民を代表して情報を出していただきたいです、以上です。

百武課長：交通防災課の百武と申します。よろしくお願ひ致します。コミュバスの件ですけれども、バス停から遠いとか、土日運行に関しては、いつもお話をいただいております。コミュニティバスですが、平成30年の12月に再編をしております、平日毎日運行の実施をさせていただいております。それから利用者の方が、年度の比較で昨年度1年間とその前を比べますと、30%ほど増加しております。平日毎日運行にした際に、経費も1,000万ほど余分に使っております。土日運行にするにしても、実際それ以上かかるかと思えますので、日数、他市で土日運行しているところもありますので、利用のニーズがどれぐらいの方が利用されているのかとか、その辺も確認しながら、土日運行につきましては、今後検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ致します。

また、免許証の返納のことですけれども、免許を返納された方につきましては、5年間、毎年回数券を1冊ずつお配りしております。今年度から、コミュバスについて始めたことで説明させていただきますと、85才以上の方に関しましては、半年間で6,500円をお支払いいただくと、何回でも乗っていただけるという制度を設けました。85才未満の方につきましては、13,000円で半年間どれだけでも乗っていただけるという制度を作りましたので、バスに乗ってご自分で動ける方につきましては、そういう制度を使ってバスを使っていただきたいと思えます。また、バス停まで遠いとお話もありましたけれども、概ね、バス停から500mを目処にバス停を設置しておりますので、できれば、今の制度を維持していきたいと考えております。また、再編も考えておりますので、そこに目掛けて、皆さんからの意見を聞く場を設けようと思っておりますので、その際に色々な意見を聞いた上で、それを踏まえて検討して、よりよい、利用しやすいコミュバスになるようにしていきたいと思えますので、よろしくお願ひ致します。

上原課長：続いてタクシーの助成についてですが、先程の85才以上というこ

とで、やっております。年齢を引き下げるという言葉では簡単なのですが、当然、引き下げることによって利用も上がれば、あまりこういうことを言うのはいけないのかもしれませんが、そういった費用的負担も考慮に入れて考えていかないといけないというふうに考えております。現行のタクシーチケット、最大で 28 枚、1 回につき、基本料金を今助成しているのですが、まずタクシーチケットにつきましては色々と言われていることをございまして、現在まだ詳細にはお話が出来ない状況ではございますが、もう少し、利用者の方については使いやすい方法、使いやすい形で、サービス提供ができないかというふうに考えております。今まだその案を温めている段階で、ある程度の所だけ皆様にお話ができる時間がきましたら、これについてもお話をさせていただこうと思っておりますが、まずは少なくとも現行制度が使いにくいところがあるものですから、いかに使っていただけるかということ念頭において、今取り組みをさせていただいております。ちなみに、昨年度の実績ですと、だいたい 900 万くらいタクシー助成のほうで支払いをさせていただいているということでございます。85 才以上という年齢の制限の中で検討中です。そういった財政的なことも考えて行いたいということと、先程申し上げた移動支援ということについての、地域住民のご協力を頂きながら、地域と結びつきながら、やっていける介護保険制度の中で出来るそういった試みもチャレンジしていきたいと、いうふうに考えておりますので、またご報告等させていただきますので、よろしくお願い致します。

三輪課長：健康推進課からコロナに関する健康政策の取り組みというようなご質問をいただいておりますので、簡単に答えさせていただきます。

医療面については、広域的に行う必要があるということなので、高齢計画等に基づいて、県が中心になって行っておりますので、市としては市民に身近な存在であるということで、市民に国の例えば三密であるとか、新しい生活様式であるとか、あるいはどんな時に、保健所等に相談するのか、あるいは、そういったようなことをホームページとか、あるいは広報誌、時には、全戸配布で 23,000 世帯ほどあるのですが、全戸配布して、チラシでもって、啓発するというようなことで、特に市民の方にわかりやすく、丁寧に、それから、迅速に、ということを中心に啓発をして参りました。またあるいは、災害時の避難行動の要支援者、高齢者の 1 人暮らしの方であるとか、障がい者の方がその中に入りますが、そういった方には個別に郵送で相談先等を周知させていただいたというようなこともございます。方法としては、先程も言った広報とかもありますが、最近では市のホームペ

ージなどで、動画で健康づくりと言いますか、例えば離乳食の講座であるとか、初めての沐浴、幼児の関係であるとか、そういったことについては、保健センターの方でさせていただくのではなくて、パソコンの動画のほうで講座を受けていただくというか、情報を収集していただくと、いろいろなことも始めております。

あるいは、高齢者については、らくらく体操というのを以前から市のボランティアの皆さんと協力して、市のほうもやってきているのですが、今回お家でもやっていただこうということで、無料で、郵送でポスターとか、DVDを希望の方に発送させていただいて、お家で、健康づくりに取り組んでいただけるように、そういった取り組みも始めております。

あるいは、保健事業はコロナの関係で、検診とか講座とかはなかなかできなくなりましたので、中止したり、延期したりというようなこともありましたけれども、先程も申し上げました、動画の配信であるとか、あるいは、できるものはこれから徐々に始めていきますけれども、定員を半分にしたり、換気などに気をつけて、出来る感染防止対策をとりながら、徐々に始めていきたいというふうに思っております。

あるいは講座とか集団のバスの健診なんかもこれから行っていくのですが、今まではお越しいただいて受付をするというようなこともありました、電話で出来るものは、電話で受け付けたり、というようなことにも気をつけて参りたいというふうに思っております。

2点目ですけれども、市としての現在の予防についての取り組みというご質問がございました。以前から取り組んでいるところもありますけれども、やっぱり健康づくりといえは、運動と食というのはあるのですが、それに予防といって病気になってからではなく、病気にならないように予防というのは重要になってきます。ですので、各種の特定健診とか、ガン検診、こういった健診をとにかく多くの皆さんに受けていただいて、病気の早期発見、早期治療につなげていきたいというふうにも思っておりますし、そういった健診から生活習慣病の予防ということで特に代表であります、糖尿病の重症化にならないような取り組みに力を入れていっております。糖尿病が重症化して人工透析になればご本人さんも悲しいことですし、ならないような取り組み、それから糖尿病網膜症よって失明にならないような取り組みもまた始めておりますので、継続してしっかり取り組んでいきたいと思っております。

最後に、高齢者にはフレイルなどそういった予防、あるいは低栄養にならないよう、健康寿命の延伸に向けて取り組んでいきたいと思っております。

最後になりますけれども、そういった取り組みというのは我々当然行政一

生懸命取り組んでいくことになりますけれどもここにお集まりの皆様方ですね、関係の皆様方、医師会であるとかあんしん相談センター、民生委員さんなどのご協力、ご支援をいただきながら、進めて参りたいと思いますし、市民の方、ご本人も意識というのが結局は大事になりますので、そちらの意識づけもしっかりさせていただきながら、取り組んで参りたいと思います。以上です。

井口会長：どうもありがとうございました。

押谷委員：民生委員の押谷と申しますが、先程言われておりましたけれども、やはり高齢化になって対象というのが健康づくりというのが非常に重要で、その中でも、特に体操というのがとても重要ですが、今現在、体操教室というのが市内のほうで何教室くらい開かれているのかということが知りたい、ということと、やっぱり私の地域ではそういうものが身近にあるといいなあという声を聞いております。前に体操教室に行きましたがやっぱり DVD を見ただけで、実際にお年寄りには出来ないのですね、体操は。やはり、来ていただいてその中で、一緒にやっていくことがとても重要なことだというふうに思うのですね。重要な課題の中で健康づくり推進の体操教室、例えば養成講座などでサポーター、人材をつくる必要があるのではないかと思うのですが、そうなれば、身近にいる地域の集会場に集まって身近に行けるという体操教室ができるのではないかと思いますので是非考えていただきたいと思います。以上です。

三輪課長：健康推進のご意見ありがとうございます。

コロナで出来ていない部分も多々あるのですけれども、例えば、今後の講座であるとか、運動面、筋力のトレーニングであるとか、高齢者向けの体力チェックなどにも取り組んで参りますし、また今言った体力のチェックについては、保健師が外へ出て行う体力チェックの機械更新もしておりますので、そういったものを持って、是非いろんな地域へ出かけて皆さんに体力面の向上の重要性をお伝えして参りたいと思いますし、また、先程言われました健康関係のサポーターについても、健康づくり推進委員の皆さんに、ボランティアの皆さんにお願いしておりますけれども、そういった中に、是非また一緒になって入っていただいて、市と協力して市民の健康づくりに取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、またよろしく申し上げます。

何かご要望等あれば、お気軽に市民健康館までご連絡、ご相談いただけれ

ばと思います。よろしくお願ひ致します。

井口会長：どうもありがとうございます。

河村委員：資料6、3の介護サービスの受給者の状況ですが、認定者数に対する受給者の減少傾向にあるというのは、認定は受けたけど使っていない人が多いということでしょうか。

事務局：結構多いのが、住宅改修を受けたい方が介護認定がないと介護保険の住宅改修ができないので、介護認定を受けて、他のサービスは使っていないとか、そういう方も結構いると思っています。

河村委員：住宅改修だけとか、一時的に使ったけど結局そのあと全然利用していないということが、結構今問題になっておまして、被保険者になってくると医療のリハビリというのが150日ルールとあり、そこから介護に移行してのリハビリもそれは悪くはないですけど、そこまでニーズはないような気がするけど、認定をされているから医療のリハビリが続けられないというパターンが多いです。前にもお話したと思うのですが、どのくらいの住宅改修だけではなく、短期間だけの日程で済むような気もしますのでその辺のところもニーズに合わせて認定期間などそういうのも考えたほうがいいのかとか、あと誰かに勧められたから取ったはいいけど、結局使っていないという人も割と外来の中に多いのかなというのは思うところでもあります。その辺のところももう少し検討したほうがいいのかなど。認定のために作業として医師は意見書を書いたり、いろんな手間ひまをかけています。本当に認定されるのかなと思うようなものも、意見書を書いてくれと持ってくる場所もありますから、その辺のニーズをしっかりと認定する側の犬山市としても把握して、本当にお勧めすべき人なのかなというのはちょっと考えるべきかなあというのは思います。あと、先程、宮田先生の言われた部分で、市民の声を届けるという意味で少し色々バス停の声を少しお話しますと、屋根のないようなところに結構バス停があったりとかして、結局待っている場所がない、日光で暑い中で待てないとか、外で待つのは屋根のないので、名古屋市だと屋根付きの場所があったり、そうすることで待てる場所で待つならいいけど、なかなか外で待っているのがつらいというような声があります。あとはタクシー等に関しても先程言われましたように、85才という年齢だけで考えるのではなくて、免許証返納者とか、そういう人で使えなくなった、または一時的に怪我などで、

移動できなくなったというような人たちも対象として少し考えていただけたらいいのかなと思います。

あとは犬山市では、名古屋市と比べて、犬山市のタクシーが初乗りで770円くらいですか。もし業者と契約を結ぶのであれば、その辺のところを少し、値段の交渉できたらいいのではないかなと思います。そこだけの部分で結構市の税金が使われているのはもったいないなというのは思います。以上です。

3. その他

井口会長：どうもありがとうございました。事務局のほうから、次回開催についてです。

上原課長：それでは事務局のほうから、説明いたします。

本日、たくさんの資料をご覧いただきご意見ありがとうございました。今年度この計画を策定していくにあたり、やはり時間的なものというものも限られた中でやってかないといけないため、次回の委員会の方を調整させていただきたいと思います。

次回ですが、本日7月29日（水）でございますが、2ヶ月後になりますが、9月30日（水）の午後2時からで予定したいと思いますので、皆さん先の予定にはなりますが、ご了承いただけたらというふうに考えております。一方的で申し訳ございませんが、皆様お集まりの時にそういったことを提案させていただけたらと、あと、9月30日と言っておりますが先程も冒頭で部長のお話もあと、会長や宮田先生からのほうからもお話がございましたが、コロナの影響で実際、書面になってしまうのかということもございしますが、まずはこういった形でお集まりいただいて、会議を進めたいと思っております。

繰り返しになりますが、9月30日（水）午後2時から、場所は市役所205会議室で今のところ予定をしたいと思っておりますので、皆様予定のほうをご協力いただけたらと思います。以上です。

井口会長：それでは本日の議題については以上で終了いたします。

事務局：先程、河村先生の予防の訪問看護の内容ということで、確認をしましたところ、医師の指示のもと、看護師や保健師が例えばひどいやけどの処置だったり、入浴介助、心肺機能が低下している方の血圧を測定、入浴介助などや呼吸疾患状態の観察などを行っているというものです。

河村委員：介護的な要素というよりは、医療ですね。

事務局：はい。

上原課長：それでは長い時間に渡りまして皆様どうもありがとうございました。

これを持ちまして本日の委員会を終了します。

皆さんお体にお気をつけてお帰りの際には交通安全に気をつけてお帰り
いただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

(閉会)

上記に相違ないことを確認する。

委 員

委 員